

答弁書第九七号

内閣参質一七三第九七号

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員牧野たかお君提出行政の労働組合への便宜供与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧野たかお君提出行政の労働組合への便宜供与に関する質問に対する答弁書

一について

公共施設等の行政財産については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されている。また、行政財産の使用を許可した場合には、同法第二百二十五条及び第二百二十八条第一項の規定に基づき使用料に関する事項を定めた条例における使用料の減免に関する規定により、使用料の減免がなされる場合があるものと考えられる。

二について

公共施設等の行政財産の一部を職員団体又は労働組合に使用させている地方公共団体の数及びその実態は、把握していない。

三について

「前記のケースがあつた場合」の詳細が明らかでないことから、お答えすることは困難である。

其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。

其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。

其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。

其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。

其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。

其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。

其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。

其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。

其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。其の正當なるものなり。